

平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 司
(J A S D A Q ・ コード 6634)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長 石原 直樹
電 話 03-5766-9870

トークン「ネクスコイン」を当社株主に対して配布することに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 11 月期期末時点の当社株主に対して、ブロックチェーン技術を活用したトークン※「ネクスコイン」を配布することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

※ブロックチェーン技術を活用したトークンとは、ビットコインの基幹技術にも用いられるブロックチェーン技術を用いた分散型台帳上の記録であり、ブロックチェーン上にその総量、各人の保有比率、譲渡などの履歴情報を記録管理するものです。

記

1. トークン「ネクスコイン」の配布について

(1) 背景

当社は、2016 年 3 月 16 日付公表のとおり、同年 4 月に当社と子会社である株式会社 S J I (以下 SJI) とともに、当社の親会社である株式会社フィスコが設立し、ビットコイン取引所の運営事業等、仮想通貨ワンストップサービスを行う株式会社フィスコ・コイン (2016 年 7 月 1 日付けで「株式会社フィスコ仮想通貨取引所」に社名変更。以下フィスコ仮想通貨取引所) へ資本参加をする決議をいたしました。

ビットコインを支えるブロックチェーン技術に関しては、経済産業省が事業者を交えた非公開の検討会を設置し、本年 4 月には「ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査」として、市場や産業分野に与える影響について報告書を公表しています。また、その他、個別のワーキンググループにおいてもブロックチェーンの活用について検討をすすめるなど、ビットコイン等の暗号通貨に限られない、IoT 分野での大きな可能性が期待されます。

当社子会社の株式会社ネクス (以下ネクス) と株式会社ネクス・ソリューションズ (以下ネクス・ソリューションズ) におきましては、以前より IOT 分野に注力をしております。今後は、ネクスの持つ通信技術とネクス・ソリューションズのソフトウェア開発力に、新たにブロックチェーン技術を利用することで、通信でつながれた機器同士がおこなう様々な取引の決裁における国内外の取引時の交換レートの変動の回避や、安価な手数料を活かした国際送金や少量の取引における少額決済での活用など、仮想通貨を使用したサービスの構築と通信機器への機能の実装を目指します。例えば、自動運転の電気自動車が出発点で停車中に充電をおこない充電料金の決裁がされたり、冷蔵庫の食材の在庫が無くなると冷

蔵庫が自動でスーパーへ発注をおこない購入物の決裁がされるような、人の手を介さずに機器同士で決裁が完結する M2M ペイメントサービスの開発を目指します。

これらの新たなサービスへの取組みを開始するにあたり、当社は、希望する株主に対し、その保有株式数に応じて仮想通貨と同様の技術基盤を用いて発行・管理することができる当社の独自トークン「ネクスコイン」を配布することといたしました。

ネクスコインの使途の詳細は未定ですが、将来的に当社が提供する製品との交換を可能としたり、上記のようなブロックチェーン技術を利用した新たな IoT サービスでの利用を検討しております。

(2) 「ネクスコイン」の概要

発行単位	NCXC (ネクスコイン)
発行総数	20,000,000 NCXC (注) 最小取引単位：0.00000001 NCXC
発行者	株式会社ネクスグループ
配布先	平成 28 年 11 月期期末 (平成 28 年 11 月 30 日) 時点の株主のうち、「ネクスコイン」の受取を希望し、所定の手続を完了した株主を対象といたします。
配布の対価	無償
配布する「ネクスコイン」の総数	上記「ネクスコイン」を、平成 28 年 11 月期期末 (平成 28 年 11 月 30 日) 時点の単元株式以上保有の株主の中で受取を希望する株主に対して、その株式数に応じて配布いたします。(例：100 株保有の株主に対して 100 NCXC)
当社留保分	株主に対して配布する数を発行総数 20,000,000 から控除した数が当社留保分となります。
配布方法	平成 28 年 11 月期期末 (平成 28 年 11 月 30 日) 時点の株主名簿上の株主宛てに郵送にてご案内いたします。

(注)ネクスコインの発行総数は、株主への配布後、増加する可能性があります。

2. 注意事項

- 本施策は、仮想通貨関連ビジネスへの参入を表明している当社グループが、独自トークンを発行し、当社の株主に配布することで、当社の株主に仮想通貨を体験して頂くことを目的とするものです。
- 当社は、株主が「ネクスコイン」を、仮想通貨取引市場において、売却、購入、換価、交換、その他譲渡等することができることを保証するものではありません。
- ビットコインなどの仮想通貨の売買取引や仮想通貨同士の交換取引、これらの媒介・取次・代理等を業とする事業者を登録制とするなどの規制を盛り込んだ改正資金決済法（以下、「改正法」といいます。）の施行後において、具体的にいかなるものが改正法に定める「仮想通貨」に該当することとなるかは、改正法に係る政府令が発出されておらず、監督官庁である金融庁からの見解も出されていない現時点においては明らかではありません。当社は、改正法の施行に際し、又はその後においても、「ネクスコイン」が、改正法に定義される「仮想通貨」に該当するものとなることを保証いたしません。
- 「ネクスコイン」は、資金決済法に定める前払式支払手段ではありません。また、販促目的のために無償で付与され、発行者等により一定のレートで財やサービスとの交換が保証されるなどする、いわゆる企業ポイントでもありません。「ネクスコイン」は、当社が発行するトークンですが、当社は、「ネクスコイン」の保有者が、「ネクスコイン」を用いて、当社その他の第三者の提供する財やサービスと交換等することができることを保証するものではありません。
- 当社は、「ネクスコイン」の買取りを保証いたしません。「ネクスコイン」は、仮想通貨取引市場にお

いて取引されることとなった場合に、何らかの価格が付される可能性はありますが、市場において付された価格以外に、「ネクスコイン」の価値を保証するものではありません。「ネクスコイン」は、法定通貨はもちろん、ビットコインその他のいずれの仮想通貨ともその交換比率が固定されておりません。「ネクスコイン」の価値は、市場において付された価格に応じて変動することになります。

- 「ネクスコイン」の会計上および税務上の取り扱いについては、各株主の責任において、会計士・税理士等の専門家におたずねください。
- 「ネクスコイン」の取扱いについては、当社が別途定める規約等がある場合にはこれに従うものとします。

3. 業績に与える影響

当社連結業績および個別業績に与える影響は軽微であります。

以上